

梅ちゃん先生の 法律相談

第16回

「個人情報の 提供時の注意点」

公益社団法人日本照明家協会監事 梅本寛人（弁護士）

1 個人情報取扱事業者が守るべき 4つのルール

今回も、前回に引き続き、個人情報保護法が定める各種規制内容についてお話を続けたいと思います。

個人情報保護法が定める個人情報の取り扱いについてのルールは、大きく分けて以下の4つにまとめられます（「梅ちゃん先生の法律相談（第13回）」（1月号掲載）参照）。

- ① 個人情報の取得・利用時のルール（個人情報を「勝手に使わない！」）
- ② 個人情報の保管時のルール（個人情報を「なくさない！漏らさない！」）
- ③ 個人情報の提供時のルール（個人情報を「勝手に人に渡さない！」）
- ④ 個人情報の開示請求等への対応（個人情報の「お問合わせに対応！」）

今回は、以上のうち、個人情報の提供時のルールについて説明いたします。

2 提供時のルール

（勝手に人に渡さない）

(1)「第三者提供」とは？

「第三者提供」とは、個人情報取扱事業者が保有する個人データを、その事業者以外の者に提供（渡す）することです。この第三者提供は、原則として、本人の同意がない限りは行ってはなりません（個人情報保護法23条1項）。これは、個人情報の持ち主（本人）の立場に立って考えれば当然のことといえます。仮に、個人情報取扱事

業者が、本人の知らないところで自由に個人データをやり取りできるとしたら、自分の個人データが誰にどのように使われているのかが分からず、本人にとっては大変不安なことです。これを防止するため、あらかじめ本人から同意を得た場合にのみ個人データを第三者に提供しても良いことにし、本人の権利・利益を守っているのです。このように、第三者提供に本人の事前の同意を必要とする制度のことを「オプトイン」といいます。

(2)「第三者」とは？

上記の「第三者」とは、個人データの持ち主である本人とその個人データを取り扱う事業者以外のすべての人をさします。例えば、個人情報取扱事業者のグループ会社や子会社に個人データを提供することも「第三者」に提供することになり、本人の同意が必要です。また、その「第三者」自身が個人情報取扱事業者である必要もありません。個人向けに住所録を販売するような場合も該当します。

他方、例えば、同じ会社の他の部署に提供する場合は、会社内での情報の移動であり、第三者への提供とはいえないので、本人の同意は不要です。

(3)「提供」とは？

「提供」とは、個人データを、個人情報取扱事業者以外の者が自由に利用可能な状態に置くことをいいます。典型的には、個人データを記録した紙媒体を交付する場合がありますが、それ以外にも、例えば、インターネット上で自由に見ることができる状態に置けば「提供」になります。

3 本人の同意がなくとも

第三者提供が可能な場合とは？

個人データを第三者に提供する場合は、原則として、本人の同意が必要ですが、例外として、以下の場合には、本人の同意を得ずに第三者提供が可能となります。

- ①「オプトアウト」手続を取った場合
 - ②提供先が「第三者」とはみなされない場合
 - ③法律上、例外が認められている場合
- 以下、順に説明いたします。

(1)「オプトアウト」手続を取った場合

個人データを第三者に提供する場合に、あらかじめ本人の同意を必要とする制度を「オプトイン」と呼ぶと先ほど説明しました。この建て付けとは逆に、原則は、本人の同意なしに第三者提供ができるが、例外的に同意がなければ第三者提供ができない、という制度のことを「オプトアウト」といいます。すなわち、原則的に本人の同意がなくても個人データの第三者提供は可能であるが、本人からクレームが入った場合には、第三者提供ができなくなるのが「オプトアウト」です。

この「オプトアウト」手続を行うためには、次の要件を充たすことが必要です。

- ①本人からの求めに応じて個人データの第三者提供を停止すること
- ②次の各事項をあらかじめ本人に通知するか、または本人が容易に知ることができる状態にしておくこと
 - a 個人データを第三者に提供することを利用目的とすること
 - b 第三者に提供される個人データの項目（例えば、氏名、住所、電話番号、年齢など）

勝手に渡さない!



- c 個人データを第三者に提供する方法(例えば、インターネットに掲載する、出版物にして販売するなど)
 - d 本人の求めに応じて第三者提供を停止すること
 - e 本人の求めを受け付ける方法(例えば、メール送信やHPのフォームに入力するなど)
- ③ 個人情報保護委員会に届出をすること

上記要件②の「本人が容易に知ることができる状態」とは、具体的には、例えば、ホームページのトップページから1回程度のクリックで到達できるページに継続的に掲載する、事業者の事務所窓口などの本人が来所することが予想できる場所に継続的に掲示する、事業者の商品を紹介するホームページにリンクを継続的に表示するなど本人が知ろうと思えば、時間的にも、手段においても簡単に知ることができる状態を言います。

ちなみに、この「本人が容易に知ることができる状態」の解釈は曖昧な面があり、悪質な業者はこれを逆手にとって、実際には本人には容易に分からない状態にしておいて個人データを第三者に提供し(要するに個人情報を売って)、利益を得ることが横行していました。この状態を改善することも平成29年の個人情報保護法改正に繋がったきっかけです。

そして、上記要件③「個人情報保護委員会への届出」は、この個人情報保護法改正により追加された要件です。この届け出られた内容については、届け出た事業者名と一緒に、個人情報保護委員会のホームページなどで公表され、本人がどの事業者がオプトアウトの手続をとっているのかが確認しやすくなりました。

なお、「要配慮個人情報」(本人の社会的身分、犯歴、病歴など。詳しくは「梅ちゃん先生の法律相談(第14回)」(本誌・2018年2月号掲載)もご覧ください。)については、「オプトアウト」手続によっても第三者提供をすることはできません。

(2) 提供先が「第三者」とはみなされない場合

以下の場合、「第三者」への提供とはみなされず、本人の同意なく個人データを提供することが可能です。

- ① 委託先へ提供する場合
- ② 合併等に伴い提供する場合

③ グループによる共同利用の場合

これらの場合は、形式的には「第三者」への提供ですが、**実質的には提供元と提供先を同一視することができるため、提供先が「第三者」とはみなされません。**

① 委託先への提供

「委託」とは、業務を他者に行ってもらう(投げる)ことですが、業務に必要な個人データを委託先に提供する場合には、本人の同意なく個人データを提供することが可能です。もっとも、提供者は、**委託先を適切に監督する義務**が課されます。この点は、「梅ちゃん先生の法律相談(第15回)」(本誌・2018年3月号掲載)もご参照ください。

② 合併等に伴い提供する場合

事業者間の合併等によって個人データが合併等をした事業者に移転する場合に、その合併等をした事業者は「第三者」には該当せず、本人の同意なく個人データを提供することが可能となります。もっとも、合併等をした事業者での個人データの利用範囲(利用目的)は、合併等された事業者(もともと個人データを保管していた事業者)において**利用していた目的の範囲に限定**されます。この場合に、利用目的を超えて利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。

③ グループによる共同利用の場合

個人データを複数の事業者が利用・管理する場合、例えば、企業グループ内において、緊急連絡先を作成するために社員の連絡先を共有するような場合などでは、以下の5つの事項について本人に通知するか、または本人が容易に知ることができる状態にしておけば、本人の同意なく個人データを提供することが可能となります。

- a 共同利用される旨
- b 共同利用される個人データの項目
- c 共同利用する者の範囲
- d 共同利用する者の利用目的
- e 個人データの管理責任者の氏名または名称

(3) 法律上、例外が認められている場合

以下のような場合は、法律上(個人情報保護法23条1項各号)、本人の同意なしに個人データを提供することが可能とされています。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合(例えば、意識不明の本人の血液型や家族への連絡先を医師や看護師に伝える場合)
- ③ 公衆衛生の向上や児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合(例えば、児童虐待が疑われる場合に、児童相談所等に児童の情報を共有する場合)
- ④ 国の機関や地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得るとその事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合

3 まとめ

個人データを第三者に提供する際のルールをあらましを説明しましたが、保有している個人データを誰かに渡す(提供する)場合には、**あらかじめ本人の同意を得て行うことが原則であることに注意し、本人の同意なしで提供する場合、個人情報保護法において認められている各種の例外要件を充たしているかを点検することが肝要**です。